

特殊法人等の役職員の給与等の水準(平成23年度)〔概要〕

平成24年9月7日

内閣官房行政改革推進室において、特殊法人等(11法人^{注1})の役職員の給与水準等について、各法人及び主務大臣の公表結果(平成23年度分(平成24年6月30日までに公表))を取りまとめ、公表するものです。

特殊法人等については、法人の透明性を一層高める観点から、各法人及び主務大臣はその給与水準について国家公務員との比較を公表することとされています。

注1: 沖縄振興開発金融公庫、原子力損害賠償支援機構、沖縄科学技術大学院大学学園、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、日本銀行、株式会社日本政策金融公庫、放送大学学園、日本年金機構、日本中央競馬会、農水産業協同組合貯金保険機構の11法人。(平成24年3月31日時点)

1. 職員の給与水準

給与水準公表対象のうち8法人^{注1}を1つの法人とみなして総合的に国家公務員と比較した指数については、以下のとおり。

事務・技術職員の対国家公務員指数(年齢勘案)は108.8(対前年度比 7.3ポイント)

研究職員の対国家公務員指数(年齢勘案)は132.4(対前年度比 5.4ポイント)

	平均年間給与額	対国家公務員指数 (年齢勘案)			対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)		
		23年度	22年度	23年度 対前年度差	22年度	23年度	対前年度差
事務・技術職員	(千円) 6,779	116.1	108.8	7.3	114.3	107.9	6.4
研究職員	11,066	137.8	132.4	5.4	150.1	143.8	6.3

(注)1 給与水準公表対象11法人のうち、機構より定額の人件費を外向者の出身銀行へ支払う形態となっている銀行等保有株式取得機構、平成23年9月設立の原子力損害賠償支援機構、平成23年11月設立の沖縄科学技術大学院大学学園を除いた8法人。

2 平均年間給与額は、対国家公務員指数算出対象となった職員の年間給与総額を全対象職員数で除した数値である。

2. 常勤役員の報酬の支給状況(平均)

法人の長、理事、監事の平均報酬は、前年度比でそれぞれ減少している。

	22年度	23年度	対前年度差	対前年度比
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
法人の長	21,824	21,497	327	1.5
理事	18,410	18,082	328	1.8
監事	14,785	14,777	8	0.05

(注) 給与水準公表対象11法人のうち、常勤役員が存在しない銀行等保有株式取得機構、23年度途中に設立された2法人を除いた8法人の支給総額(長期間の欠員期間がある場合を除く)を役員数で除した数値を記載している。

3. 特殊法人等の役職員の給与の見直し状況

平成24年2月に成立した「国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)を踏まえた措置状況を取りまとめた結果の概要は以下のとおり。

	措置済	労使交渉中等
役員	全法人	-
職員	11法人	1法人

(注) 対象法人は11法人に平成24年4月1日に設立された株式会社国際協力銀行を加えた12法人。

(参考) 総人件費改革の取組

行革推進法に基づき、総人件費改革の対象となる8法人は、平成18年度以降5年間で5%以上の人件費削減を基本とした取組を実施。平成23年度までの取組をみると、基準となる平成17年度実績に比して、人件費の削減を行う2法人においては合計約10.1億円減(23.5%)、人員数の削減を行う5法人(株式会社日本政策金融公庫を除く)においては合計477人減(6.3%)となった。

(問い合わせ先) 内閣官房行政改革推進室
担当: 蔵持・玉田
電話: 03-3581-2967